

統 審 議 第 2 号

平成14年3月8日

総 務 大 臣

片 山 虎 之 助 殿

統計審議会会長

竹 内 啓

諮問第279号の答申

作物統計調査等農作物等の生産に関する統計調査の改正について

農林水産省は、作物統計調査（指定統計第37号を作成するための調査）及び養蚕収繭量統計調査（指定統計第38号を作成するための調査）並びに農作物の生産に関する統計報告の徴集について、農作物等の輸入動向や消費構造の変化に伴う生産動向の変化、政策ニーズの変化等を踏まえ、農作物等の生産実態等の的確な把握と統計体系の整備、調査の効率化等を図る観点から、以下の改正を行うことを計画している。

- (1) 作物統計調査については、平成14年4月以降、調査対象品目の見直し、調査方法の変更等を行うとともに、別途統計報告の徴集として実施している工芸農作物調査等を統合した上で、引き続き、指定統計調査として実施する。ただし、小豆等一部の調査対象品目に関する調査については、作物統計調査から除外し、別途統計報告の徴集として実施する。
- (2) 養蚕収繭量統計調査については、平成14年4月以降、指定統計調査から統計報告の徴集へ変更し、調査の一部中止、調査対象範囲の縮小、調査対象数の削減等を行った上で実施する。

本審議会は、今回の改正計画全般について、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」において「農林水産業をめぐる諸変化の下で、農林水産統計の重点化を図りつつ、簡素効率化を進める」こと等が提言されていることを踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

## 記

### 1 今回の改正計画等

#### (1) 農作物の生産に関する統計調査の調査体系

作物統計調査は、作物の生産等に関する実態を把握することを目的として昭和25年に

開始され、調査開始当初は、戦後の食糧難の中で、主に食料の確保・安定供給のための諸施策の企画・立案に必要な基礎資料を提供する役割を担うものであった。

しかし、近年、国民の食生活の多様化による農作物需要の変化、国際化の進展に伴う輸入農作物の増加等がみられ、最近では農業施策の基本方向を具体化した食料・農業・農村基本計画が策定されるなど、農作物の生産に関する統計整備の要請も大きく変化してきている。

こうした変化に対応して、この間、指定統計調査とは別に、農作物の生産に関する統計調査がその必要に応じ順次整備されてきた。しかし、これらの農作物の生産に関する統計調査は、同様の調査方法、調査系統等で調査が実施されているにもかかわらず、指定統計調査と統計報告の徴集の間で、作成される統計の種類、調査対象品目の選定方法等生産動向の変化に対応した調査の体系化が必ずしも十分ではなかった。

今回の改正計画では、農林水産省は、作物統計調査の「調査品目の具体的考え方」を設け、これに基づき、農作物の生産に関する統計調査の調査体系の変更を行う計画である。

#### ア 調査体系

作物統計調査を中心とする農作物の生産に関する統計調査については、統計体系の整備の観点から、1)従来、統計報告の徴集として実施してきた工芸農作物調査等5本の統計調査の全部又は一部を作物統計調査に統合すること、2)これまで作物統計調査の調査対象品目であった小豆、いんげん等6品目については、別途統計報告の徴集として生産等の実態の把握を行うこと、3)これまで統計報告の徴集として実施してきた種苗生産統計調査については、調査の必要性が低下していることから廃止することを計画している。

このことについては、調査体系の整序、調査実施の効率化等が図られることから、適当と認められる。

#### イ 作物統計調査の調査対象品目の選定基準

作物統計調査の調査対象品目については、今回、農業施策上の重要性や近年の生産動向の変化を踏まえ、「調査品目の具体的考え方」を設け、1)食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく食料・農業・農村基本計画に位置付けられている品目（類区分・細区分）又は耕種部門に占める生産額シェアが1%以上の品目（類区分）を選定すること、2)類区分の中に多数の細区分がある果樹、野菜及び花きについては、果樹及び野菜は関係法令で指定された品目（細区分）を、また、花きは生産量シェアが一定割合を占める上位品目（細区分）を選定することを計画している。

これについては、調査対象品目が生産動向又は政策ニーズに対応して選定されるものであることが明らかになるとともに、品目選定の客観性と透明性の向上に資するものであることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、品目選定の客観性と透明性のより一層の向上等を図る観点から、上

記の具体的考え方については、調査対象品目に選定するか否かを判断するデータの種類、期間等について考え方を整理した上で、調査対象品目の選定基準（以下「選定基準」という。）として定めるとともに、1)調査対象品目の範囲を耕種農業において生産される作物と定めること、2)基本計画の見直し時期に合わせて5年ごとに見直す旨を定めることが適当である。

また、花きについては、今回、生産額に関するデータが十分でないため生産量シェアにより品目を選定することとされているが、本来は、各品目共通の基準となり、かつ経済的価値を反映する生産額シェアにより品目選定が行われることが望ましいことから、選定基準の運用に当たって、可能なものについては、生産額シェアを考慮するとともに、今後、花きの品目を生産額シェアによる選定に切り替えることを検討する必要がある。

## (2) 作物統計調査等

### ア 作物統計調査の改正

#### (ア) 調査対象品目

調査対象品目については、生産動向や政策ニーズの変化を踏まえ、作付面積調査の調査対象品目の59品目から40品目への縮減、収穫量調査等の調査対象品目から小豆等6品目の削除を行う一方、野菜の収穫量調査の調査品目の29品目から39品目への拡充、収穫量調査の調査品目への花き（32品目）の追加等を行う計画である。

これについては、今回確認された選定基準の内容に適合した改正であり、農作物の生産等の実態がよりの確に把握され、調査実施の効率化等に資するものであることから、適当と認められる。

#### (イ) 調査対象範囲及び調査対象数

調査対象範囲及び調査対象数については、新たな野菜生産政策等や生産動向の変化に対応するため、野菜等の収穫量調査の調査対象都道府県の拡大、かんしょの予想収穫量調査の調査対象県の縮小、調査対象関係団体数の変更等を行う計画である。

これについては、農作物の生産等の実態の的確な把握に資するものであり、また、調査実施の効率化が図られることから、適当と認められる。

#### (ウ) 調査票

調査票については、調査実施の効率化の観点から、従来の作物統計調査の調査票22票、今回、全部又は一部が統合される工芸農作物調査等5本の統計報告の徴集の調査票17票、合計39票について統廃合を行い、26票に縮減するとともに、このうち14票をOCR（光学式文字読取装置）入力が可能となるようレイアウトを変更する計画である。

これについては、調査の簡素・効率化が図られることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、調査実施のより一層の効率化を図る観点から、作物統計調査の新

たな調査票のうち、予想収穫量調査及び収穫量調査で使用する同一様式の調査票である果樹（予想）収穫量調査票、野菜作付面積調査（予想）収穫量調査調査票及び（予想）収穫量調査面接調査票（A）については、予想収穫量調査及び収穫量調査を1枚の調査票で実施できるよう調査票様式を変更することが適当である。

#### (エ) 調査事項

調査事項については、各基準筆調査票中の観察・聞き取り事項において、栽培方法の変化や平準化により調査の必要性が低下した「除草剤散布」、「病虫害防除」等を削除する一方、実測調査結果を左右する要因として重要な「発芽の良否」、「被害の多少」を追加すること等を計画している。

これについては、報告者負担の軽減を図りつつ、調査精度の確保にも寄与するものであり、適当と認められる。

#### (オ) 調査方法

調査方法については、調査実施の効率化の観点から、1)陸稲の収穫量調査における農家調査、標本筆調査から団体調査、基準筆調査への変更、2)野菜の作付予定面積調査における団体調査、農家調査から団体調査への変更、3)果樹の予想収穫量調査等における団体調査の職員調査から調査員調査への変更等を行う計画である。

これについては、調査精度に配慮しつつ調査実施の効率化等が図られ、報告者負担の軽減に資するものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、予想収穫量調査及び収穫量調査において実施される団体調査については、多くの品目において職員・他計申告方式により実施する計画となっており、調査のより一層の効率化を図る観点から、今後、今回の改正において果樹・野菜に係る団体調査で導入が予定されている調査員調査や花きに係る団体調査で導入されている郵送調査を、他品目についても可能なところから拡大することを検討する必要がある。

#### (カ) 集計事項

集計事項については、調査対象品目や調査事項の改正に応じた表章様式の変更を行う計画であり、これにより必要な農作物の生産等の実態が的確に明らかになることから、適当と認められる。

#### イ 雑豆・雑穀生産統計調査及びこんにゃくいも・い生産統計調査の計画

前記1-(1)-アのとおり、従来、作物統計調査において把握していたものを統計報告の徴集として実施することを計画しているが、調査の実施に当たっては、調査体系の整備、調査の効率化の観点から両調査を統合して実施することが適当である。

#### (3) 繭生産統計調査（旧養蚕収繭量統計調査）

従来、指定統計調査として実施していた養蚕収繭量統計調査については、近年の収繭量の減少、養蚕に対する行政の関与の縮小を踏まえて中止することとし、より小規模な繭生産統計調査（統計報告の徴集）として実施する計画である。また、調査の構成は、

従来、実施していた予想収繭量調査及び被害調査を廃止して収繭量調査のみとし、調査対象範囲を全都道府県から主産県（養蚕に係る畑作物共済加入農家が30戸以上の県）に縮小し、「掃立卵量」、「収繭量」以外の調査事項を削除する計画である。

これについては、養蚕に係る生産動向等の変化に対応して調査の縮小を図りつつ、養蚕に係る畑作物共済事業の適切な運用に必要な最小限の資料を得るものであるとともに、報告者負担の軽減、調査の簡素・効率化に資するものであることから適当と認められる。

## 2 今後の課題

### (1) 基準筆調査の在り方等

作物統計調査等の予想収穫量調査及び収穫量調査において、水稻以外の作物については、基本的には集出荷団体に対する面接調査により収穫量等を把握しているものの、品目によっては集出荷団体を經由することなく出荷されるものもあるため、必ずしも収穫量等のすべてを捕捉できる状況にはない。このため、面接調査を補完し、収穫量等の全体を推計するための技術情報等を得ることを目的に基準筆調査が行われている。また、この基準筆調査の基準筆数については、都道府県ごとには作付面積に応じて割り当てられているが、都道府県内では農林水産省の地方支分部局（地方農政局統計情報事務所・出張所）単位で一律に定められており、面接調査を補完する調査として、必ずしも効率的な設置とはなっていない。

したがって、基準筆調査については、作物統計調査等におけるその位置付けの検討を行うとともに基準筆の設置を産地に重点化する等により、より一層効率的なものとなるよう見直す必要がある。

### (2) 他の統計調査との関係

#### ア 消費者の視点に立った農作物に関する統計情報の作成・提供

近年、農作物の需給動向等消費者の視点に立った情報に対するニーズが高まっている。これに応えるため、生産統計である作物統計調査等と農作物に係る流通・消費関係統計調査等で得られる既存の情報を組み合わせ、分析することにより、消費者の視点に立った農作物に関する統計情報を作成・提供することを検討する必要がある。

#### イ 農林業センサスとの相互利活用

作物統計調査における耕地面積については、実測調査で把握されているが、農林業センサス（指定統計第26号を作成するための調査）においても、農家の申告に基づき経営耕地面積が把握されている。

両調査間で調査方法の違いはあるものの、今後、調査事務の簡素・効率化を図り、両調査結果相互の一層の利活用による調査精度の向上を図る観点から、本調査の耕地面積調査に係る母集団のデータと農林業センサスの地域のデータとを相互に照合・検証することや新たな調査技術を導入することを検討する必要がある。